保育料について

保育料は父母およびそれ以外の扶養義務者の市町村民税と児童の認定により決定します。

※ １号認定、２号認定および３号認定第１・２階層の方は幼児教育・保育無償化で、保育料が０円になります。
ただし、主食費・副食費・長時間保育・預かり保育料を利用する場合には保護者のご負担となります。

※ 市町村民税所得課税額は保護者の収入（両親がいれば両親）で決定しますが、保護者以外でも、世帯内に別に生計中心者がいると判断される場合は、生計の中心者の収入で判断します。

【1 号認定料金表】（3 歳以上児・保育の必要性のない世帯）

階層	定義		4 時間保育料（12 時まで）	主食費	副食費	預かり保育（16 時まで）
第１	生活保護世帯		0	1,100	0	4,000
第２	市町村民税非課税世帯		0	1,100	0	4,000
第３	市町村民税所得割課税額	77,100 円以下	0	1,100	0	4,000
第４		211,200 円以下	0	1,100	4,500	4,000
第５		211,201 円以上	0	1,100	4,500	4,000

【2 号認定料金表】（3 歳以上児・保育を必要とする世帯）

階層		定義		保育標準時間（最長 11 時間）	保育短時間（8:00～16:00）	主食費	副食費	長時間保育	
								１時間以内	２時間以内
第１		生活保護世帯		0	0	1,100	0	0	0
第２		市町村民税非課税世帯		0	0	1,100	0	0	0
第３	1	市町村民税所得割課税額	48,600 円未満	0	0	1,100	0	500	1,000
	2		48,600 円未満かつひとり親世帯等					0	0
第４	1		48,600 円以上 77,101 円未満かつひとり親世帯等	0	0	1,100	0	300	600
	2		48,600 円以上 57,700 円未満	0	0	1,100	0	1,000	2,000
			57,700 円以上 77,101 円未満			1,100	4,500		
	3		77,101 円以上 97,000 円未満	0	0	1,100	4,500	1,000	2,000
第５			169,000 円未満	0	0	1,100	4,500	1,500	3,000
第６			301,000 円未満	0	0	1,100	4,500	1,500	3,000
第７			397,000 円未満	0	0	1,100	4,500	1,500	3,000
第８			397,000 円以上	0	0	1,100	4,500	1,500	3,000

※下記に該当する場合は副食費が免除されます。

１号認定：　市町村民税所得割課税額 77,101 円以上の世帯で、小学校３年生の子どもから数えて、３人目以降の子ども

２号認定：　市町村民税所得割課税額 77,101 円以上の世帯で、小学校就学前の子どもから数えて、３人目以降の子ども

【3 号認定料金表】（3 歳未満児）

階層	定義		保育標準時間 （最長 11 時間）	保育短時間 （8:00～16:00）	長時間保育	
					1 時間以内	2 時間以内
第 1	生活保護世帯		0	0	0	0
第 2	市町村民税非課税世帯		0	0	0	0
第 3	市町村民税所得割課税額	48,600 円未満	19,000	17,500	500	1,000
		48,600 円未満 かつひとり親世帯等	7,000	7,000	0	0
第 4		48,600 円以上 77,101 円未満	30,000	27,000	1,000	2,000
		77101 円以上 97,000 円未満	30,000	27,000	1,000	2,000
		77,101 円未満 かつひとり親世帯等	7,000	7,000	300	600
第 5		169,000 円未満	44,500	40,000	1,500	3,000
第 6		301,000 円未満	61,000	56,500	1,500	3,000
第 7		397,000 円未満	68,900	64,400	1,500	3,000
第 8		397,000 円以上	71,500	67,000	1,500	3,000

※ 3 号認定の副食費・主食費は保育料に含まれています。

※ この表において、市町村民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除（寄附金税額控除、配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除等）は適用されません。